

美容医療賠償責任共済会
美容医療賠償責任共済（苦情処理対応付）約款

この約款は、美容医療賠償責任共済会の「美容医療賠償責任共済（苦情処理対応付）」契約の内容を記載したものです。ご加入に際してお読みいただき、内容をご確認くださいようお願いいたします。

第1条 加入資格（共済契約者）

この共済に加入できるのは、「日本美容医療協会」の正会員、準会員、美容医療賠償責任共済会の特別会員であって日本国内で美容医療業務に従事する医師および医院並びに審美歯科業務に従事する歯科医師および歯科医院で、本会が加入を承認した者に限ります。

第2条 被共済者

保障の対象となる被共済者は、本共済申込書に記載された次に該当する者です。

- (1) 「医師法施行規則」第1条の3に定める書式による医師の届け出を行っており、日本国内において美容医療業務に従事する医師
- (2) 「歯科医師法施行規則」第1条の3に定める書式による歯科医師の届け出を行っており、日本国内において審美歯科業務に従事する歯科医師
- (3) 法令に定める免許、許可もしくは資格を有している補助者
- (4) 医師および補助者として通常の医療または医療補助業務を支障なく遂行できる者
- (5) 歯科医師および補助者として通常の歯科医療または歯科医療補助業務を支障なく遂行できる者
- (6) 本会が被共済者として承認した者

第3条 保障期間と掛け金の支払い

1. 保障の開始は、本会が申込書の内容を審査して加入を承諾した場合に、初回の掛け金が払い込まれた翌月（申込をした月の翌々月に当たります）の1日午前零時からとなります。
2. 保障期間は、初年度については保障開始日から始めて迎える3月31日までとし、その後は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間とします。
3. 掛け金は、月払いとし、前月末日までに申し込みを受け付けたものについて、翌月27日に加入者指定の銀行口座から振替えます。
4. 初回の振替日に掛け金の支払いがない場合、保障は開始されません。
5. 掛け金は、加入者（共済契約者）指定の口座から毎月27日に振替えますが、その日に振替ができなかったときは、翌月27日に2ヵ月分を合算して振替えることとします。

第4条 加入が無効となる場合

1. 次の場合は、加入が無効となります。
 - (1) 申し込みが加入者の意思によらなかったとき
 - (2) 申し込み日において、加入者および被共済者がそれぞれ第1条、第2条(1)の条件に合致していなかったとき
2. 前各号によって共済契約が無効になったときは、本会は共済金を支払いません。すでに共済金を支払ったときは、本会はその全額について返還請求することができます。
3. 本条によって共済契約が無効となったときは、既に支払われた掛け金を返戻します。但し、振込み手数料を差し引きます。

第5条 加入が解除される場合

次の場合には、本会が加入（共済契約）を将来に向かって解除することができます。

- (1) 加入者が、故意または重大な過失により、加入申込書の記載事項に不実のことを告げたとき、または重要な事実を告げなかったとき
 - (2) 加入申し込み後に、申込書に記載の事項について生じた変更につき本会に遅滞なく通知しなかったとき
 - (3) 加入者に加入の際に詐欺の行為があったとき
 - (4) 加入者、被共済者または共済金受取人が共済金を取得する目的で事故を発生させたとき（未遂を含みます）
 - (5) 加入者、被共済者または共済金受取人が、共済金の請求に関して詐欺行為を行ったとき
 - (6) 共済金の支払い事由が発生した後、加入者、被共済者または共済金受取人が、正当な理由なく本会に調査または調査に必要な書類等の提出を拒んだり、知っている事実を告げなかったり、不実のことを告げたり、または改ざんしたとき
 - (7) 本会が、本共済制度の趣旨から加入者であることが不適当であると判断したとき
2. 前各号のひとつ以上に該当する場合は、本会は共済金を支払いません。すでに共済金を支払った場合は、本会はその全額について返還請求することができます。
 3. 本条による解除は、加入者に対し書面による通知をもって行うものとし、通知が届いた日の翌日から将来に向かって加入の効力がなくなります。
 4. 本条により加入が解除された場合、既に払い込まれた掛け金のうち解除日以降の共済期間に対応する部分を返戻します。但し、振り込み手数料を差し引きます。

第6条 加入が失効する場合

1. 掛け金の支払いが2ヵ月間（3ヵ月分）以上延滞されたときは、加入は失効します。
2. 加入者が第1条に規定の資格を喪失した（死亡した場合を含む）ときは、加入は失効します。また、被共済者が第2条に定める資格を喪失した（死亡した場合を含む）ときは、その被共済者に関する部分が失効します。この場合、既に払い込まれた掛け金の内失効日以降の共済期間に対応する部分を返戻します。但し、振り込み手数料を差し引きます。
3. 第1項の掛け金の延滞を理由とする場合には、掛け金の延滞が始まった月の翌月1日に遡って加入が失効することになります。また、第2項の資格の喪失を理由とする場合には、加入者または被共済者が資格を喪失した日の翌日から将来に向かって加入が失効することになります。
4. 共済（保障）期間内に共済金の支払額の合計が別表の年間支払限度額に達したときは、その加入者にかかる共済契約は失効します。この場合には失効日以降の共済期間に対応する部分の掛け金は返戻しません。

第7条 加入者による解約

1. 加入者はいつでも本契約を将来に向かって解約できます。
2. 毎月14日までに書面にて解約の申し出があった場合、解約発効日は翌月1日となります。
3. 解約の場合には、既に払い込まれた掛け金のうち解約日以降の共済期間に対応する部分を返戻します。但し、振り込み手数料を差し引きます。

第8条 超過加入の禁止

1. 同一の被共済者は、同一の加入コースについて1口を超えてご加入することはできません。
2. 超過加入があった場合には、当該契約のうち加入者が有効とする意思表示をした契約を除いて、他の契約を無効とします。
3. 前2項により無効となった契約については、既に払い込まれた掛け金のうち無効となった共済期間に対応する部分を返戻します。但し、振り込み手数料を差し引きます。

第9条 共済契約の更新

加入者から毎年の保障期間の終了日の1ヶ月前までに、本会あてに共済契約を継続しない旨の通知がない限り、更に1年間契約が継続するものとします。但し、本会が継続を適当と認めないときは、この限りではありません。

第 10 条 被共済者の追加加入

1. 共済契約の期間中、新たに被共済者を追加することができます。
2. 新たに被共済者を追加するには、加入者（共済契約者）が本会の定める追加加入申込書に必要事項を記載したうえで、毎月 14 日までに本会に提出して、本会の承認を受けなければなりません。
3. 新たな被共済者に対する保障の開始は、追加加入申込書の内容に従った掛け金が払い込まれた翌月の 1 日午前零時からとなります。

第 11 条 共済金のお支払い

1. 本会は、本約款の規定に従い、被共済者が他人の生命もしくは身体を害し（以下、「事故」といいます）、法律上の賠償責任を負担することになった場合に、事故が保障期間中に発見されたときに限り、被共済者がそれによって被る損害について共済金を支払います。共済金の支払いの対象となる損害は、次の原因によるものとします。
 - (1) 申込書に記載された被共済者が、申込書記載の医療施設において美容医療行為（審美歯科の行為を含む。以下、医療行為とある場合も同様の内容とする。）の遂行中に被共済者の過失によって患者に惹起させた身体的障害、精神的障害もしくは死亡。
 - (2) 美容医療行為とは、美容を唯一の目的とする診療、治療、手術または施術を言います。被共済者が美容医療行為を行うためにする施設の所有、使用、管理等は、美容医療行為には含まれません。
2. 損害賠償金のほかに、あらかじめ本会による同意を得た交渉、訴訟、仲裁、和解または調停に関する弁護士費用等の争訟費用、およびクレーム・エージェント等に支払う調査処理費用（総称して「費用損害金」といいます）を支払います。お支払いする共済金は、損害賠償金については 1 回の事故につき別表記載の免責額を差し引いた額とし同表記載の支払限度額を上限とします。また、費用損害金については 1 回の事故につき免責額に関わらず、損害賠償金とは別に 100 万円を上限として支払います。但し、費用損害に関わる共済金支払いの有無および金額の査定は、本会が行うものとし、その結果について被共済者は異議を述べることはできません。
3. 同一の事故に 2 名以上の被共済者が関与していた場合であっても、本会がその事故について支払う共済金額は、被共済者 1 名分の支払限度額までの金額とします（事故単位による支払限度額の制限）。
4. 同一の事故について被共済者と被共済者でない者が関与していた場合には、被共済者のその事故に対する関与の割合（責任割合）を本会が審査して、被共済者の関与の割合に応じた範囲での共済金を支払うものとします。

第 12 条 共済金のお支払いができない場合

次の場合には、共済金のお支払いができません。また、すでに共済金が支払われていたときは、本会はその返還を請求することができます。

- (1) 加入が無効であったとき、解除されたとき、または失効したとき
- (2) 加入者、被共済者、共済金受取人またはこれらの代理人の故意によって生じた賠償責任
- (3) 加入者、被共済者、共済金受取人またはこれらの代理人が共済契約に関して犯罪行為あるいは法令違反をしたとき
- (4) 戦争（宣戦布告の有無を問いません）、変乱、テロ、暴動、労働争議、騒擾によって生じた賠償責任
- (5) 地震、噴火、暴風雨、洪水等の自然現象によって生じた賠償責任
- (6) 被共済者と第三者との間に損害賠償について特別の取り決めがあった場合、その取り決めに基づいて加重された損害賠償責任
- (7) 他人の財物に関する損害賠償責任
- (8) 被共済者の親族に対して負担する損害賠償責任
- (9) 医療行為遂行中に被共済者の使用人または補助者に対して生じた損害賠償責任
- (10) 施設の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任
- (11) 被共済者の麻薬使用状態、または酒気帯び状態においてなされた医療行為によるときに生じた賠償責任
- (12) 減量剤の使用により生じた賠償責任
- (13) 医療の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- (14) 申込書に記載のない医療施設において行われた医療行為によって生じた賠償責任
- (15) 名誉毀損または秘密漏洩による損害賠償責任
- (16) 米国 FDA（食品医薬品局）または厚生労働省の許可を受けていない薬剤、器械、手技・手法に拠る医療行為によって発生した賠償責任。但し、未許可の医療行為であっても調査委員会の判定により安全性が確認できると判断した場合は除く。
- (17) 自家製あるいは準自家製（海外品の自家加工等による）の薬剤、手技・手法に拠る医療行為であって、事前に本会の承認を受けていない医療行為によって発生した賠償責任
- (18) 注入剤による豊胸術

第 13 条 事故発生時の協力義務等

1. 加入者または被共済者は、常に事故の発生防止に必要な管理と措置を講じていなければなりません。
2. 本会は、いつでも前項の実施状況を調査し、不備の点の改善を加入者または被共済者に請求することができます。

3. 加入者または被共済者が正当な理由なく前項の調査、請求に応じない場合は、その間に生じた事故に対する共済金を支払いません。
4. 加入者、被共済者、共済金受取人またはこれらの代理人が、共済金の支払い事由が生じた場合に、正当な理由なく、当該事故の調査、必要な書類の提出や情報の報告を拒んだり、妨げたりまたはその内容を改ざんしたときは、共済金を支払いません。すでに共済金が支払われていたときは、本会はその返還を請求することができます。
5. 加入者または被共済者は、共済金の支払いの原因となる事故が発生した場合に遅滞なく事故発生の日時、場所、状況、被害者の住所・氏名、障害の状態およびこれらについて証人となる人がいるときは、その人の住所・氏名を、また損害賠償の請求を受けたときはその内容を、書面にて本会に通知しなければなりません。正当な理由なくその通知を行わない場合、その通知に関して知っている事実を告げなかった場合、または不実のことを告げた場合には、本会は共済金を支払いません。
6. 加入者または被共済者は、事故の発生を知った場合には損害の防止軽減のため応急、緊急の措置を講じ、第三者に損害の賠償を請求できるときは、その権利の保全または行使の手続きを取る等必要な一切の手段を講じなければなりません。正当な理由なくそのような措置を取らない場合には、防止、軽減することができたと認められる損害額を控除して共済金を支払います。
7. 加入者または被共済者は、損害賠償責任について訴訟を提起され、損害賠償責任がないとする訴訟を提起しようとするとき、もしくは仲裁、和解、調停に付しようとするときは、直ちに書面により本会に通知し、承認を得なければなりません。本会の承認無く行った訴訟等については共済金を支払いません。
8. 加入者または被共済者は、あらかじめ本会の承認を得ないで損害賠償責任の全部または一部を承認したり、被害者と損害に関する交渉をしてはなりません。本項の義務に違反した場合、本会が損害賠償責任がないと認めた部分は共済金の支払から控除されます。

第 14 条 本会による解決

1. 被共済者が被害者から損害賠償の請求を受けた場合、訴訟、和解等の開始以前、以後にかかわらず本会が必要と認めたときは、被共済者の同意を得て、被共済者のために本会の費用でその解決に当たることができます。この場合、加入者または被共済者は本会の求めに応じてその遂行に協力しなければなりません。
2. 加入者または被共済者が正当な理由なく前項の協力に応じないときは、本会は共済金を支払いません。

第 15 条 弁護士を選任等

1. 紛争処理のため弁護士を必要とする場合、加入者または被共済者は本会の指定する

- 弁護士を選任します。
2. 加入者または被共済者は、本会の事前の査定及び同意なしにいかなる損害賠償請求の和解をしないものとします。加入者または被共済者が本会の事前の査定及び同意なしに損害賠償責任を承認したときには、本会は、本会が適切であると査定した金額のみを支払います。
 3. 加入者または被共済者が第1項により選任された弁護士により薦められた和解につき同意を拒否した場合、本会の責任は、和解することができたであろう金額並びに拒否の日までに本会が同意した経費及び費用とします。ただし、本会の責任はいかなる場合であっても免責額を控除した補償限度額を超えないものとします。

第16条 共済金の受取人と請求

1. 共済金の受取人は被共済者です。共済金を受け取る日に被共済者が共済金を受け取ることができない場合には、被共済者の法定相続人を受取人とします。
2. 共済金の受取人が複数いる場合には、1名の代表者を選定し、その代表者が他の受取人を代表して支払いを受けることとします。

第17条 代位

1. 本会が共済金を支払った損害について、被共済者が第三者からその損害の賠償を受けることができるときは、本会は支払った金額を限度として、かつ被共済者の権利を害さない範囲で、被共済者がその第三者に対して有する権利を取得します。
2. 加入者または被共済者は、前項の権利を行使するために必要な一切の書類を、遅滞なく本会に提出しなければなりません。

第18条 時効

共済金の支払いを請求する権利は、共済金の支払い事由が生じた日の翌日から2年間請求がない場合には消滅します。

第19条 保障内容等の変更

1. この約款の内容、保障限度額、掛け金については、必要に応じて共済会理事会の決定により変更する場合があります。
2. 同様の事故を連続して起こした加入者には、共済会理事会の決定により掛け金を増額し、もしくは約款第9条但し書きの規定により契約の更新を認めない場合があります。

第20条 クレーム・エージェントの利用

本約款で共済金の支払いの対象とならない事故について、加入者または被共済者の希望

により、加入者または被共済者の責任と費用で、本会のクレーム・エージェントを利用することができます。

第 21 条 管轄裁判所

この約款に関する一切の紛争は、本会の所在地を管轄する地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

- * 2010年6月21日 改訂
- * 2012年6月18日 改訂
- * 2013年6月21日 改訂
- * 2015年6月27日 改訂
- * 2016年6月19日 改訂
- * 2017年6月11日 改訂
- * 2018年6月17日 改訂

別表1 全科コース (Surgical + Non-surgical)

<補償限度額および掛け金>

(円)

被共済者	1 事故支払限度額	年間支払限度額	月掛け金
施設長	2,000,000	5,000,000	10,000
常勤医師	2,000,000	5,000,000	7,000
非常勤医師	2,000,000	5,000,000	5,000

- (1) 常勤医師、非常勤医師は、クリニック・病院がご加入者（共済契約者）となります。
- (2) 常勤医師、非常勤医師の氏名は勤務毎に記録し、本会へ提出します。提出がありませんと、共済金が支払われない可能性があります。
- (3) 複数のクリニック・病院にて施術する常勤医師・非常勤医師ご自身が契約者となって加入することも可能です。その勤務施設名は事前に本会へ届けることとします。
- (4) 非常勤医師とは、週に3日を限度として勤務する医師をいいます。
- (5) 免責金額は1事故あたり10万円とします。
- (6) 被共済者（共済の補償を受けられる方）は契約者と施術医師です。また、医療機関関係者の補助者である医師、看護師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する賠償責任についても補償対象となります。
- (7) 契約者は共済会へ出資金（10,000円）を拠出していただきます。但し、退会時に返戻いたします。
- (8) 補償額は1事故あたり最大200万円です。争訟費用は1事故あたり100万円です。

<カバー範囲から除外する項目>

- (1) ノビエール
- (2) PMMA 含有注入物
ノビエール等
★PMMA: PolyMethylMethacrylate
- (3) FGF の適用外使用（注入・注射・PRP との混注）
- (4) フォスファチジルコリン等を含有する脂肪溶解注射・BNLS
- (5) 注入剤による豊胸術

別表2 非外科コース (Non-surgical)

<補償限度額および掛け金>

(円)

被共済者	1 事故支払限度額	年間支払限度額	月掛け金
施設長	1,000,000	5,000,000	4,000
常勤医師	1,000,000	5,000,000	4,000
非常勤医師	1,000,000	5,000,000	4,000

(1) カバー対象医療科目は次の 12 項目です。

- 1)ピーリング療法 2)レーザー療法 3)高周波(ラジオ波)療法 4)超音波療法
 5)近赤外線療法 6)ボツリヌストキシン療法 7)フィラー療法 8)レチノイン酸療法
 9)美白剤療法 10)PDT 療法 11)光療法 (IPL 療法、LED 療法) 12)イオン導入 (但し、
 薬剤や機器を用いる療法に限る) なお、これ以外の科目・療法については都度事務局へ
 問い合わせることとします。

(2) 常勤医師、非常勤医師はクリニック・病院がご加入者(共済契約者)となります。但し、
 複数のクリニック・病院にて施術する常勤医師・非常勤医師ご自身が契約者となって加入
 することも可能です。その勤務先はあらかじめ本会へ届けなければなりません。提出があ
 りませんと、共済金が支払われない可能性があります。

(3) 被共済者(共済の補償を受けられる方)は契約者と施術医師です。また、開設者の補助者
 である医師、看護師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上
 の賠償責任についても補償対象となります。

(4) 非常勤医師とは、週に3日を限度として勤務する医師をいいます。

(5) 免責金額は1事故あたり10万円とします。

(6) 契約者は共済会へ出資金(10,000円)を拠出していただきます。但し、退会時に返戻いた
 します。

(7) 補償額は1事故あたり最大100万円です。争訟費用は1事故あたり100万円です。

別表3 日本審美歯科協会歯科医師および歯科医院・病院向け

<補償限度額および掛け金>

(円)

被共済者	1 事故支払限度額	年間支払限度額	月掛け金
クリニック・病院・ 歯科医師	1,000,000	5,000,000	5,000
常勤歯科医	1,000,000	5,000,000	4,000
非常勤歯科医	1,000,000	5,000,000	3,000

- (1) 常勤歯科医、非常勤歯科医は、クリニック・病院がご加入者（共済契約者）となります。但し、複数のクリニック・病院にて施術する常勤医師・非常勤医師ご自身が契約者となって加入することも可能です。その勤務先はあらかじめ本会へ届けなければなりません。提出がありませんと、共済金が支払われない可能性があります。
- (2) 被共済者（共済の補償を受けられる方）は契約者と施術医師です。また、開設者の補助者である歯科医師、看護師、その他使用人が起こした医療事故によって開設者が負担する法律上の賠償責任についても補償対象となります。
- (3) 非常勤歯科医とは、週に3日を限度として勤務する歯科医師をいいます。
- (5) 免責金額は1事故あたり1万円とします。
- (6) 契約者は共済会へ出資金（10,000円）を拠出していただきます。但し、退会時に返戻いたします。
- (7) 補償額は1事故あたり最大100万円です。争訟費用は1事故あたり100万円です。

以上